イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0017

AI_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AJ_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

AK_n　国庫の補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AL_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}620\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第42条第1項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から平成29年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和53年度から昭和57年度まで及び昭和59年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅱの符号中Bの額を第17条第3項の規定によって算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}700\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第42条第1項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和53年度から昭和57年度まで及び昭和59年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅱの符号中Bの額を第17条第3項の規定によって算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して